

旧	新	備考(変更理由)
<div data-bbox="1003 268 1270 340" data-label="Image"> </div> <div data-bbox="281 642 1121 699" data-label="Text"> <p><u>Fiimo モバイル通信サービス契約約款</u></p> </div> <div data-bbox="525 1583 881 1629" data-label="Text"> <p>2022年1月1日</p> </div> <div data-bbox="507 1740 893 1793" data-label="Text"> <p><u>株式会社 STNet</u></p> </div>	<div data-bbox="2264 268 2531 340" data-label="Image"> </div> <div data-bbox="1531 636 2371 693" data-label="Text"> <p><u>Fiimo モバイル通信サービス契約約款</u></p> </div> <div data-bbox="1751 1577 2151 1625" data-label="Text"> <p><u>2022年3月24日</u></p> </div> <div data-bbox="1757 1734 2142 1787" data-label="Text"> <p><u>株式会社 STNet</u></p> </div>	<div data-bbox="2567 1572 2748 1610" data-label="Text"> <p>適用日の変更</p> </div>

モバイル通信サービス契約約款 新旧対照表

旧	新	備考(変更理由)
<p style="text-align: center;"><b>第9章 通信</b></p> <p><b>(通信の利用を制限する措置)</b></p> <p><b>第38条</b> 第37条(利用の制限)の規定による場合のほか、当社または特定携帯電話事業者は、本契約者に事前に通知することなく次の通信利用の制限を行うことがあります。</p> <p>(1) 通信が著しく輻輳する場合に、通信時間または特定地域の契約者回線などへの通信の利用を制限すること。</p> <p>(2) 契約者回線を当社が別に定める一定時間以上継続して保留し当社の電気通信設備を占有する等、その通信がFiimoモバイル通信サービスの提供に支障を及ぼすおそれがあると当社が認めた場合に、その通信を切断すること。</p> <p>(3) 当社の電気通信設備において取り扱う通信の総量に比し過大と認められる通信を発生させる等、その契約者回線を用いて行われた通信が当社の電気通信設備の容量を逼迫させた、もしくは逼迫させるおそれを生じさせた、又は他の契約者回線に対する当社のFiimoモバイル通信サービスの提供に支障を及ぼした、もしくは及ぼすおそれを生じさせたと当社が認めた場合に、その契約者回線に係る通信の帯域を制限すること。</p> <p>(4) 本契約者が別記14に規定する禁止行為を行った場合に、その通信の切断または制限を行うこと。</p> <p>2 当社または特定携帯電話事業者は、第37条(利用の制限)の規定による場合のほか、当社または特定携帯電話事業者が別に定める形式のデータについて、圧縮その他Fiimoモバイル通信サービスの円滑な提供に必要な措置を行うことがあります。</p>	<p style="text-align: center;"><b>第9章 通信</b></p> <p><b>(通信の利用を制限する措置)</b></p> <p><b>第38条</b> 第37条(利用の制限)の規定による場合のほか、当社または特定携帯電話事業者は、本契約者に事前に通知することなく次の通信利用の制限を行うことがあります。</p> <p>(1) 通信が著しく輻輳する場合に、通信時間または特定地域の契約者回線などへの通信の利用を制限すること。</p> <p>(2) 契約者回線を当社が別に定める一定時間以上継続して保留し当社の電気通信設備を占有する等、その通信がFiimoモバイル通信サービスの提供に支障を及ぼすおそれがあると当社が認めた場合に、その通信を切断すること。</p> <p>(3) 当社の電気通信設備において取り扱う通信の総量に比し過大と認められる通信を発生させる等、その契約者回線を用いて行われた通信が当社の電気通信設備の容量を逼迫させた、もしくは逼迫させるおそれを生じさせた、又は他の契約者回線に対する当社のFiimoモバイル通信サービスの提供に支障を及ぼした、もしくは及ぼすおそれを生じさせたと当社が認めた場合に、その契約者回線に係る通信の帯域を制限すること。</p> <p>(4) 本契約者が別記14に規定する禁止行為を行った場合に、その通信の切断または制限を行うこと。</p> <p>2 当社または特定携帯電話事業者は、第37条(利用の制限)の規定による場合のほか、当社または特定携帯電話事業者が別に定める形式のデータについて、圧縮その他Fiimoモバイル通信サービスの円滑な提供に必要な措置を行うことがあります。</p> <p><u>3 当社または特定携帯電話事業者は、前2項の規定による場合のほかショートメッセージ通信モードによる文字メッセージの受信時において、当社または特定携帯電話事業者が必要とする範囲で当該メッセージの内容を確認し、フィッシング詐欺等の危険があると当社または特定携帯電話事業者が判定したURL又は電話番号が記述された当該文字メッセージの受信を行わないようにする旨の意思表示への同意があったものとみなして取り扱います。この場合において、Fiimo契約者は、当社が別に定める方法により、この取り扱いをしないようにすることができます。</u></p>	<p>「危険 SMS 拒否設定」サービスに係る記載の追加</p>

モバイル通信サービス契約約款 新旧対照表

旧	新	備考(変更理由)
	<p><b>附 則</b></p> <p><u>(実施期日)</u></p> <p>1 この改正約款は、2022年3月24日から実施します。</p>	附則の追加